

授業料免除制度（特別措置）（1～3年）

1. 特別措置による授業料免除

1～3年生までの授業料については、「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）」により経済的な支援を行っておりますが、就学支援金は、前年（又は前々年）の所得のみで判断するため、当該年に家計急変があった場合でも支援金額が変更されません。

そこで、次の①～③に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難と認められた者には、本来負担すべき授業料を免除することがあります。

希望される場合は事情を伺い、申請用紙等をお渡ししますので、学生支援係へご連絡ください。

- ① 就学支援金制度で授業料の全額が支援されない3年生以下の者で、各期授業料の納期前6月以内（新入学生の前期分においては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金制度で課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない3年生以下の者で、かつ学業優秀と認められる者

2. 留意事項

- ① 免除予算額には限りがあるため、基準に該当していても免除できないことがあります。
- ② 免除は前期・後期で申請時期が決まっていますので、申請期限をすぎた場合は申請できません。申請時期については、毎回、学生向けの掲示等でお知らせしますので、免除が必要な場合は、注意しておいてください。
なお、前期分は4月上旬、後期分は10月上旬が申請期限となります。